

北洋大学学則

〔平成10年4月1日
制 定〕

改正 平成11年 4月 1日 改正 平成12年 4月 1日
改正 平成14年 4月 1日 改正 平成16年 4月 1日
改正 平成16年 9月 1日 改正 平成17年 4月 1日
改正 平成18年 4月 1日 改正 平成19年 4月 1日
改正 平成22年 4月 1日 改正 平成23年 4月 1日
改正 平成24年 4月 1日 改正 平成25年 4月 1日
改正 平成27年 4月 1日 改正 平成29年 4月 1日
改正 平成31年 4月 1日 改正 令和 2年 4月 1日
改正 令和 3年 4月 1日 改正 令和 3年 4月 1日
改正 令和 3年 4月 1日 改正 令和 4年 4月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条 北洋大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学校法人京都市英館の建学の精神である「明德・格物致知の実践」を旨として、幅広い教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって我が国及び国際社会の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学は、教育水準の向上を図り、及び前条の目的を達成するため、本大学における教育、研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。

(組織的な研修等)

第2条の2 本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

2 前項の組織的な研修及び研究については、別に定める。

(学部・学科)

第3条 本大学に次の学部・学科及び外国人留学生別科を置く。

国際文化学部 キャリア創造学科

2 外国人留学生別科に関する規程は、別に定める。

(収容定員)

第4条 本大学国際文化学部各学科の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
国際文化学部	キャリア創造学科	75	300

(修業年限)

第5条 本大学各学部の修業年限は、4年とする。

2 在学年数は、7年を超えることができない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 前項の学年を前期及び後期に分ける。

前期 4月1日から8月31日まで

後期 9月1日から翌年3月31日まで

3 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて、年間35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 開校記念日

(3) 夏季休業 8月1日から8月31日まで

(4) 冬・春季休業 12月28日から3月31日まで

2 前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 第1項の休業日であっても、臨時に授業を行うことができる。

第3章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第8条 授業科目は、一般教育科目(学部共通科目)、基礎専門科目、専門科目、演習科目、実習科目及び関連科目に分け、これを4か年に配当して教授する。

(授業の方法)

第8条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(教育課程)

第9条 学部・学科の授業科目、単位数、履修方法及び卒業に必要な単位は、別表第1のとおりとする。

(他学科履修)

第9条の2 学生が在学している学科以外の本大学の学科の授業科目を履修することを希望する場合は、学部・学科ごとに定める範囲で、学長がこれを許可することができる。

2 前項により履修した授業科目の修得単位については、在学する学科の卒業に必要な単位に算入することができる。

(他大学履修)

第10条 学生が、本大学と単位互換協定または、学生交流協定を締結している国内の他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを希望する場合は、教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを許可することができる。

2 前項により履修した授業科目の修得単位については、大学設置基準第28条第1項に定める範囲で、本大学において修得したものとみなし、卒業所要単位に算入することができる。

3 学生の他大学履修又は他短期大学履修については、別に定める他大学履修に関する規程による。

(大学以外の教育施設における学修)

第10条の2 学生は、短期大学又は高等専門学校専攻科における学修及びその他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学の授業科目として認定を申請することができる。

2 本大学は、教育上有益と認められるときは、前項により申請された学修を、教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、本大学の授業科目として認定することができる。この場合において、前項により履修した授業科目の修得単位については、大学設置基準第29条第2項に定める範囲で、本大学において修得したものとみなし、卒業所要単位に算入することができる。

(留学)

第11条 学生が、外国の大学又は短期大学、ならびに大学以外の教育施設等の授業科目を履修することを希望する場合は、教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを許可することができる。

2 前項により履修した授業科目の修得単位については、大学設置基準第28条第2項に定める範囲で、本大学において修得したものとみなし、卒業所要単位に算入することができる。

3 学生の留学に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生及び海外帰国子女の特例)

第12条 第57条及び第58条により入学を許可された者の教育のために、第8条に定める授業科目のほか、日本語及び日本事情に関する授業科目を開設することができる。

2 前項により履修した日本語及び日本事情に関する授業科目の修得単位については、一般教育科目の卒業所要単位に算入することができる。

(単位の計算)

第13条 単位の計算は、次の各号の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目の届出)

第14条 学生は、履修しようとする授業科目を毎学年所定の期間内に届出て承認を得なければならない。

(学芸員)

第14条の2 学芸員の資格を得ようとする者は、第9条に定めるもののほかにそれぞれ定められた授業科目の単位を修得しなければならない。

2 学芸員の資格を得るために必要な授業科目及び単位数は、別表第4のとおりとする。

(進級)

第15条 学生が所定の単位を修得しないときは、別に定める規程により教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、入学2年次と3年次の間に進級停止の処置をとることができる。

第4章 試験及び成績評価

(試験)

第16条 履修した授業科目修了の認定は、試験その他の方法によって行う。

2 前項の認定は、第14条によりあらかじめ届出ている授業科目でなければならない。

第17条 試験は、所定の期間内にこれを行う。

2 前項の試験のほかに、臨時に試験を行うことがある。

第18条 各授業科目について、出席すべき時間数の3分の1以上欠席した者は、当該授業科目修了の認定を受ける資格を失うことがある。

第19条 授業料その他の学費未納者は、授業科目修了の認定を受けることができない。

(成績評価)

第20条 成績評価は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、F(59点以下)の5段階に分け、S・A・B・Cを合格とし、Fを不合格とする。なお、既修得科目の認定評価はTと表記する。

2 合格した授業科目については、所定の単位を修得したものと認める。

3 不合格の授業科目については、別に定める規程による。

4 成績評価による学業成績を総合的に判断する指標として、GPA(Grade Point Average)を用いる。

5 前項に定めるGPAは、成績評価のうち、Sに4.0、Aに3.0、Bに2.0、Cに1.0、Fに0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、履修した授業科目の総単位数で除して算出する。ただし、Tとして表記された科目を除く。

(追加試験)

第21条 やむを得ない事由で、定期の試験を受けることができなかった者については、追加試験を行うことがある。

第5章 卒業及び学士号

(卒業及び学位の授与)

第22条 本大学に4年以上在学し、学部学科所定の教育課程に従って、授業科目を履修し、所定の単位を修得した者には、卒業を認定し、学士(国際文化学)の学位を授与する。

第6章 入学、編入学、再入学及び転科

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第24条 本大学の第1学年に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設

の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(7) その他本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学試験)

第25条 本大学に入学を志望する者は、所定の手続をもって出願し、入学試験を受けなければならない。

2 入学試験の方法は、別に定める。

3 前項の試験に合格し、所定の入学手続を終えた者に入学を許可する。

(編入学)

第26条 編入学のできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、選考のうえ、編入学を許可することができる。

(1) 大学または短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者

(2) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

2 前項の規定により編入学した者の在学期間は、第22条の規定にかかわらず、2年以上4年までとする。

3 編入学した者が入学前に修得した単位については、本大学で修得した単位として認定することができる。

4 その他編入学に関して必要な事項は別に定める。

(再入学)

第27条 本大学を退学した者又は除籍された者で、再び入学を志望する者があるときは、選考のうえ再入学を許可することができる。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

(入学手続)

第28条 入学を許可された者は、所定の保証人連署の在学誓書(保証書)、その他入学に必要な書類を提出しなければならない。

2 保証人は、親権者若しくはそれに準ずるものであって在学中の一切の事項について保証する者とする。

3 保証人が改姓名、転居したときは、速やかに届出なければならない。

4 保証人が死亡、その他の事由によりその資格を失ったときは、直ちに保証人を別に定め、改めて在学誓書(保証書)を提出しなければならない。

5 第1項の手続を完了しないときは、入学を取消すことがある。

(既修得単位の認定)

第29条 第25条、第26条、第27条、第57条及び第58条により入学、編入学、再入学を許可された者が、従前在学した大学又は短期大学等(外国の大学又は短期大学を含む。)及び高等専門学校、専修学校の専門課程並びに第10条の2に定める大学以外の教育施設における学修のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものにおいて、既に修得した授業科目の単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、次に定める範囲内で本大学で修得した単位として認定することができる。

(1) 他の大学又は短期大学等(国外の大学又は短期大学を含む。)及び高等専門学校、専修

学校の専門課程並びに第10条の2に定める大学以外の教育施設における学修のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものにおいて、卒業又は中途退学し、新たに本大学の第1年次に入学した者の従前在学中に修得した単位については、大学設置基準第30条第3項に定める範囲

(2) 編入学した者については、従前在学中に修得した全授業科目の単位のうち、編入学時に認定された授業科目の単位

(転科)

第29条の2 本大学の学生で他の学科に転科を志願する者のあるときは、選考のうえ許可することができる。

第7章 休学、復学、退学、除籍及び転学

(休学)

第30条 病気その他の事由で長期にわたり修学することができないときは、理由を付し、保証人連署のうえ願い出て休学の許可を得なければならない。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第31条 休学期間は、学年の前期若しくは後期又は1学年を区分とし、当該年度限りとする。

2 引き続き休学を要する特別の事情があるときは、許可を得てさらに1年に限り休学することができる。ただし、通算4年を超えることはできない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第32条 復学は、学年前期の始め又は学年後期の始めとし、願い出によりこれを許可する。

2 1学年を区分とし休学した者の復学年次は、原級に留め置くものとする。ただし、前期又は後期を区分とし休学した者は、この限りではない。

(欠席)

第33条 傷病その他やむをえない事由で欠席しようとするときは、その理由を付した欠席届を提出しなければならない。

2 傷病のため1週間以上欠席するときは、欠席届に医師の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第34条 傷病その他やむをえない事由で退学しようとする者は、理由を付し、保証人連署をもって願い出て許可を得なければならない。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

(1) 第5条第2項に規定する在学年数を超えた者

(2) 第31条第1項又は第2項に規定する休学期間を超えた者

(3) 学費の納付を怠り、督促を受けても期日（前期分は5月31日、後期分は10月31日）までに納入しない者

(4) 外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を喪失した者

(5) 死亡又は失踪宣告が確定した者

(転学)

第36条 本大学の学生で、他の大学に転学を希望する者は、願い出て許可を得なければならない。

第8章 職員組織

(学長)

第37条 本大学に学長を置き、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(副学長)

第37条の2 本大学に副学長を置き、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学部長)

第38条 本大学に学部長を置き、学長を補佐して学部に関する校務をつかさどる。

(主任)

第38条の2 学部に学科主任を置き、学部長を補佐する。

(教職員)

第39条 本大学に教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員を置く。

(任期を定めた教員)

第39条の2 前条に定める教員について、任期を定めた教員を置くことができる。

2 任期を定めた教員に関する規程は別に定める。

(教授)

第40条 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(准教授)

第41条 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(講師)

第42条 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(助教)

第42条の2 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(助手)

第43条 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(臨時講師)

第44条 学長は、必要があると認めるときは、臨時に講師を嘱託することができる。

(名誉教授、客員教授)

第45条 本大学に名誉教授、客員教授を置くことができる。

2 名誉教授、客員教授に関する規程は、別に定める。

(その他の職員)

第46条 事務職員、その他の職員に関する規程は、別に定める。

第9章 教授会

(教授会)

第47条 本大学に教授会を置く。

- 2 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び卒業
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長等（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 教授会に関する規程は、別に定める。

第10章 学費及び入学検定料

(学費)

第48条 本大学の学生は、別表第5の入学金、授業料その他の学費を納入しなければならない。

- 2 前項のうち学費は、その半額を4月30日までに振り込まなければならない。また残りの半額は9月30日までに振り込まなければならない。

(入学検定料)

第49条 本大学に入学を志願する者は、別表第6に定める入学検定料を納入しなければならない。

第11章 奨学金制度

(奨学金)

第50条 人物・学業成績等が優秀な学生又は経済的に修学困難な事情が生じた学生に対しては、選考のうえ奨学金を貸与若しくは給費することができる。

- 2 奨学金に関する規程は、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第51条 人物・学業ともに優秀な者又は特に善行があつて他の模範となる者に対しては、教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを表彰することができる。

- 2 表彰に関する規程は、別に定める。

(懲戒)

第52条 学生が本大学の規則・命令に背き、又は学生の本分に反する行為があつたときは、教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを懲戒する。

- 2 懲戒は、情状により譴責、停学、退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当するものに対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 懲戒に関する手続きは、別に定める。

(弁償)

第53条 校舎及び附属する施設・設備を故意に汚損又はき損したときは、相当の弁償をさせることができる。

第13章 聴講生、科目等履修生、科目等特別履修生、委託生、外国人留学生、 海外帰国子女

(聴講生)

第54条 本大学の授業科目の1科目又は数科目の聴講を願い出た者にたいしては、正規の学生の学修に妨げのない限り選考のうえ聴講生として許可することができる。

- 2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第55条 本大学の授業科目の1科目又は数科目の履修を願い出た者にたいしては、正規の学生の学修に妨げのない限り選考のうえ科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(科目等特別履修生)

第55条の2 本大学と学生交流協定を締結している国内外の大学又は短期大学に現に在学している者で、推薦のあった者は、科目等特別履修生として授業科目の履修を許可することができる。

- 2 科目等特別履修生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第56条 特定の機関・団体等から、本大学の授業科目について修学を委託される者がいるときは、選考のうえ委託生として許可することができる。

- 2 委託生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第57条 第24条に規定する入学資格を外国で取得した外国籍の者で、本大学を志望する者は、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(海外帰国子女)

第58条 第24条に規定する入学資格を外国で取得した日本国籍の者で、外国において相当の期間、中等教育（高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者は、選考のうえ海外帰国子女として入学を許可することができる。

- 2 海外帰国子女に関する規程は、別に定める。

(外国人特別生)

第59条 第24条に規定する入学資格を有しない外国人で、外務省及び在外公館又は本邦所在の外国公館の確実な紹介のある者は、選考のうえ外国人特別生として入学を許可することができる。

- 2 外国人特別生に関する規程は、別に定める。

第14章 図書館

(図書館)

第60条 本大学に図書館を設け、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、教職員及び学生並びに館長の許可を受けた一般市民の閲覧に供する。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第15章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第61条 本大学に、保健室、相談室その他必要な福利厚生施設を置く。

第16章 公開講座

(公開講座)

第62条 公開講座は、教授会の議を経て随時にこれを開設することができる。

2 公開講座に関する科目、聴講料についてはその都度これを定める。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行し、改正後の第48条別表第4学費等は、平成10年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者は、従前の教育課程及び履修方法による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第29条は平成27年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 国際文化学部国際文化学科は、平成29年度から学生募集を停止し、当該学科に在籍する者の卒業等を待って廃止するものとする。
- 3 第4条の規定にかかわらず、平成29年度からの国際文化学部国際文化学科の入学定員は0人とする。
- 4 第4条の規定にかかわらず、平成29年度から平成32年度までの国際文化学部国際文化学科の収容定員は次のとおりとする。

収容定員

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
国際文化学部国際文化学科	225	150	75	—

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の入学者は、従前の教育課程及び履修方法による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 I 教育課程

(1) キャリア創造学科

目的 キャリア創造学科は、異文化理解を基盤とし、自分自身の生き方を見つめ自分の生きる社会の中で、潜在能力を開花させ、学んだ知識や実践力を活用できる幅広い職業人の養成を目的とする。

A 令和3年度以降入学生適用

授業科目の名称		履修単位			備考	
		必修	選択	自由		
一般 教育 科目	入門	キャリアデザイン入門	2			
		キャリアデザイン概論	2			
	人間	宗教学		2		} 4単位以上
		哲学		2		
		倫理学		2		
		歴史学		2		
		心理学		2		
	社会	憲法学		2		} 4単位以上
		法学		2		
		政治学		2		
		経済学		2		
		社会学		2		
	科学	自然科学の現在		2		} 2単位以上
		科学技術と社会		2		
		生物と環境		2		
	情報	情報とコンピュータ		2		} 4単位以上
		情報コミュニケーション		2		
		情報セキュリティ		2		
		情報とメディア		2		
	健康	スポーツ実技		2		} 2単位以上
健康とスポーツ			2			
					計26単位以上	

専 門 ア リ キ 科	キ ャ リ ア	北洋大学の「社会人学」		2		
		職業能力とキャリア		2		
		スポーツとキャリア		2		
		変化の時代のキャリア形成		2		
		プレゼンテーション・スキル		2		
		協働と対人関係		2		
		スポーツビジネス論		2		
		マネジメント論		2		
		会計の基礎		2		
マーケティング論		2				

目	情報	地域産業論	2		
		地方行政論	2		
		社会福祉論	2		
		地方自治論	2		
		統計の基礎	2		
		プログラミング	2		
		データサイエンス	2		
		情報システム	2		
		機械学習とAI	2		
		情報の収集と発信	2		
		情報特別講座	4		
文 化 社 会		多文化社会論	2		
		比較文化論	2		
		異文化交流論	2		
		国際関係論	2		
		ジェンダー論	2		
		先住民学	2		
		観光と文化	2		
		持続可能社会論	2		
		アイヌ歴史文化論	2		
		・北海道歴史文化論	2		
		北海道の自然と食文化	2		
		日本歴史文化論	2		
		現代日本文化論	2		
		英語で学ぶ日本	2		
		中国歴史文化論	2		
		アジア歴史文化論	2		
		ヨーロッパ歴史文化論	2		
	イギリス歴史文化論	2			
	北米歴史文化論	2			
	オセアニア歴史文化論	2			

言 語 文 化	Intensive Reading I	2	
	Intensive Reading II	2	
	Intensive Reading III	2	
	Intensive Reading IV	2	
	Extensive Reading I	2	
	Extensive Reading II	2	
	Extensive Reading III	2	
	Extensive Reading IV	2	
	Intensive Online English Practice	2	
	Writing I	2	
	Writing II	2	
	English for Tourism	2	
	Japanese Culture	2	
	Listening and Pronunciation	2	
	Advanced Reading I	2	
	Advanced Reading II	2	
	Public Speaking	2	
	Discussion and Debate	2	
	Advanced Writing	2	
	Literature	2	
	English Phonology	2	
	Business English I	2	
	Business English II	2	
	中国語入門	2	
	中国語発音	2	
	中国語コミュニケーションI	2	
	中国語コミュニケーションII	2	
	視聴覚中国語I	2	
	視聴覚中国語II	2	
	中日翻訳I	2	
	中日翻訳II	2	
	中日翻訳III	2	
	インテンシブ中国語I	2	
	インテンシブ中国語II	2	
インテンシブ中国語III	2		
インテンシブ中国語IV	2		
中国語文法・作文	2		
ビジネス中国語	2		
中国文学	2		
上級中国語	2		

	日本語文法I		2		
	日本語文法II		2		
	日本語コミュニケーションI		2		
	日本語コミュニケーションII		2		
	日本語コミュニケーションIII		2		
	日本語コミュニケーションIV		2		
	日本語応用I		2		
	日本語応用II		2		
	ビジネス日本語I		2		
	ビジネス日本語II		2		
	日本文学A		2		
	日本文学B		2		
	コミュニケーション論		2		
	アイヌ語		2		
	韓国語		2		
	ロシア語		2		
	ドイツ語		2		計66単位以上
演習科目	基礎ゼミナールI	1			
	基礎ゼミナールII	1			
	専門ゼミナールI	2			
	専門ゼミナールII	2			
	専門ゼミナールIII	2			
	専門ゼミナールIV	2			
	卒業研究	6			
実習科目	伝統文化A（茶道）		1		} 2単位以上
	伝統文化B（華道）		1		
	伝統文化C（書道）		1		
	伝統文化D（アイヌ）		1		
	実践型インターンシップI		2		
	実践型インターンシップII		2		
	地域創生A		2		
	地域創生B		2		
	フィールドスタディ		2		
					計6単位以上

B 令和2年度以前入学生適用

授業	授業科目の名称	履修単位			備考
		必修	選択	自由	

一般教育科目	入門	大学で学ぶために1 大学で学ぶために2 キャリアデザイン入門 キャリアデザイン基礎	1 1 2 2			
	人間	仏教学 宗教学 哲学 倫理学 歴史学 心理学		2 2 2 2 2 2		4単位以上
	社会	憲法学 政治学 経済学 社会学		2 2 2 2		2単位以上
	科学	自然科学の現在 科学技術と社会 生物と環境		2 2 2		2単位以上
	情報	情報とコンピュータ 情報とネットワーク 情報セキュリティ1 情報セキュリティ2		2 2 2 2		4単位以上
	言語	Basic English 1 Basic English 2 Reading-Writing Listening-Speaking フランス語 ドイツ語 日本語基礎1(留学生) 日本語基礎2(留学生)		1 1 2 2 2 2 1 1		2単位以上
	健康	体育実技 保健体育		2 2		2単位以上 計26単位以上

授業	授業科目の名称	履修単位			備考
		必修	選択	自由	

専 門 科 目	異文化教育科目群	多文化社会論 比較文化論 日本文化概論 アイヌ文化概論 禅文化論 異文化交流論 インド文化論 チベット文化論 中国文化論 アメリカ文化論 イギリス文化論 ヨーロッパ文化A ヨーロッパ文化B ヨーロッパ文化C ドイツ文学論 アメリカ文学論 イギリス文学論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	14単位以上	
	キャリア教育科目群	インターンシップとビジネススキル 職業と進路 進路とキャリア キャリア専門A キャリア専門B キャリア専門C 人材育成と生涯学習 ビジネスリサーチA ビジネスリサーチB	2 2 2 2 2 2 2 2 2		8単位以上
	目	日本経済論 地域経済論 国際経済論 貿易実務 マーケティング論 経営学概論 会計学概論 原価計算論 経営分析論 情報システム データベース データマイニング プログラミング マルチメディアとWeb技術 情報とデータ処理 情報の検索と発信 法学概論 民法	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2		

授 業	授 業 科 目 の 名 称	履修単位			備 考
		必修	選択	自由	

専 門 科 目	行政法	2		
	地方自治法	2		
	自治行政	2		
	国際社会概論	2		
	国際法	2		
	国際関係論	2		
	コミュニケーション論	2		
	家族社会学	2		
	女性論	2		
	社会福祉論	2		
	日本文化論	2		
	北海道文化論	2		
	北方文化論	2		
	地域文化論	2		
	アイヌ文化論	2		
	日本食文化論	2		
	北海道の自然と食文化	2		
	北海道観光論	2		
	北海道環境論	2		
	北海道地方史	2		
	アイヌ史	2		
	アイヌ口承文芸論	2		
	アイヌ語	2		
	社会思想論	2		
	比較宗教論	2		
	日本宗教史	2		
	インド仏教史A	2		
	インド仏教史B	2		
	中国仏教史	2		
	中国禅思想史	2		
	日本仏教史A	2		
	日本仏教史B	2		
	日本禅思想史	2		
	仏典講読A	2		
仏典講読B	2			
禅籍講読A	2			
禅籍講読B	2			
仏教説話	2			
曹洞宗学A	2			
曹洞宗学B	2			
曹洞宗経典・行持解説	2			
Composition 1	2			
Composition 2	2			
Discussion 1	2			
Discussion 2	2			
Advanced English	2			

授 業	授 業 科 目 の 名 称	履修単位			備 考
		必修	選択	自由	

専 門 科 目	Travel English 1 Travel English 2 Business English 1 Business English 2 Economic English 1 Economic English 2 Current English A Current English B Reading A Reading B Reading C Grammar-Composition 1 Grammar-Composition 2 卒業研究		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4		計64単位以上
演 習 科 目	専門ゼミナール1 専門ゼミナール2 専門ゼミナール3 専門ゼミナール4	1 1 1 1			
実 習 科 目	坐禅A 坐禅B 伝統文化A(茶道) 伝統文化B(華道) 伝統文化C(書道) 伝統文化D(アイヌ) ボランティア活動 インターンシップA インターンシップB まちなかにぎわい実習A まちなかにぎわい実習B フィールドスタディ		2 2 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2		2単位以上 計8単位以上
関 連 科 目	総合講座A 総合講座B 総合講座C 総合講座D 簿記特別演習A 簿記特別演習B 情報特別演習A 情報特別演習B 坐禅C 坐禅D 総合英語A 総合英語B 総合英語C 総合英語D 総合英語E		2 2 2 2 4 4 4 4 2 2 2 2 2 2 2		計4単位以上

II 履修方法

学生は、教育課程に定める授業科目について卒業までに次のように履修し、単位を修得しなければならない。

1 国際文化学部

(1) キャリア創造学科

A 令和3年度以降入学生適用

区 分		必 修	選 択 必 修	選 択	広 域 選 択
一 般 教 育 科 目	入 門	4		6	10
	人 間		4		
	社 会		4		
	科 学		2		
	情 報		4		
	健 康		2		
専 門 科 目	キャリア・情報		14	14	
	文 化・社 会		14		
	言 語 文 化		所属コースから 24		
演 習 科 目		16			
実 習 科 目			2	4	
小 計		20	70	24	10
合 計		124			

B 令和2年度以前入学生適用

区 分		必 修	選 択 必 修	選 択	広 域 選 択
一 般 教 育 科 目	入門	6		4	18
	人間		4		
	社会		2		
	科学		2		
	情報		4		
	言語		2		
	健康		2		
	小 計	6	16		
専 門 科 目	異文化教育科目群		14	42	
	キャリア教育科目群		8		

	小 計		2 2	
演 習 科 目	4			
実 習 科 目		2	6	
関 連 科 目			4	
小 計	1 0	4 0	5 6	1 8
合 計	1 2 4			

別表第2 削除

別表第3 削除

別表第4

A キャリア創造学科（令和3年度以降）入学生適用

授業科目	履修単位		備 考
	必修	選択	
博物館学概論	2		
博物館論（経営）	2		
博物館論（資料）	2		
博物館論（資料保存）	2		
博物館論（展示）	2		
博物館学実習	2		
博物館情報・メディア論	2		
博物館教育論	2		
生涯学習概論	2		
考古学	2		
先住民学	2		
観光と文化	2		
持続可能性社会論	2		
アイヌ歴史文化論	2		
北海道歴史文化論	2		
北海道の自然と食文化	2		
多文化社会論	2		
異文化交流論	2		
生物と環境	2		
日本歴史文化論	2		

中国歴史文化論		2	32単位 以上
アジア歴史文化論		2	
ヨーロッパ歴史文化論		2	
イギリス歴史文化論		2	
オセアニア歴史文化論		2	
アイヌ口承文芸論		2	
アイヌ語		2	
伝統文化A（茶道）		1	
伝統文化B（華道）		1	
伝統文化C（書道）		1	
伝統文化D（アイヌ）		1	
フィールドスタディ		2	

注 学芸員の資格を取得するには、上記の必修科目の単位、選択科目の単位を修得すること。

B キャリア創造学科（令和2年度以前）入学生適用

授業科目	履修単位		備考
	必修	選択	
博物館学概論	2		6単位 以上
博物館論1（経営）	2		
博物館論2（資料）	2		
博物館論3（資料保存）	2		
博物館論4（展示）	2		
博物館学実習	3		
博物館情報・メディア論	2		
博物館教育論	2		
生涯学習概論	2		
考古学		2	
仏教美術史		2	
北海道地方史		2	
アイヌ文化概論		2	
北海道の自然と食文化		2	
生物と環境		2	
禅文化論		2	
日本文化概論		2	
異文化交流論		2	
インド文化論		2	
チベット文化論		2	
中国文化論		2	
アメリカ文化論		2	
イギリス文化論		2	
ヨーロッパ文化A			
ヨーロッパ文化B			
ヨーロッパ文化C		2	

インド仏教史A		2	
インド仏教史B		2	
中国仏教史		2	
中国禅思想史		2	
日本禅思想史		2	
日本仏教史A		2	
日本仏教史B		2	
日本文化論		2	
北海道文化論		2	
北方文化論		2	
地域文化論		2	
アイヌ文化論		2	
日本食文化論		2	
北海道観光論		2	
北海道環境論		2	
アイヌ史		2	
アイヌ口承文芸論		2	
アイヌ語		2	
科学技術と社会		2	
自然科学の現在		2	
伝統文化A(茶道)		1	
伝統文化B(華道)		1	
伝統文化C(書道)		1	
伝統文化D(アイヌ)		1	

注 学芸員の資格を取得するには、上記の必修科目の単位、選択科目の単位を修得すること。

別表第5
学費等

項 目	学 部	国 際 文 化 学 部	備 考
入 学 金		200,000 円	初年次のみ
授 業 料		680,000 円	年 額
施 設 費		170,000 円	年 額
教 育 充 実 費		60,000 円	年 額
実 験 実 習 費		20,000 円	年 額

注 必要によって別表以外に学費を徴収することがある。

別表第6
入学検定料

入学検定料	30,000円
備 考	
1 大学入学共通テストを利用する入学試験の入学検定料は14,000円とする。	
2 私費留学生については入学検定料を15,000円とする。	